

# 資料・様式編

## 資料・様式編目次

### 【資料】

山田町国民保護協議会条例 .....	資料編 1
山田町防災会議運営規程 .....	資料編 2
関係機関連絡先 .....	資料編 3
避難施設指定一覧 .....	資料編 4

### 【様式】

安否情報様式（様式 1 号） .....	様式編 1
安否情報様式（様式 2 号） .....	様式編 2
安否情報様式（様式 3 号） .....	様式編 3
安否情報様式（様式 4 号） .....	様式編 4
安否情報様式（様式 5 号） .....	様式編 5
火災・災害等即報様式（様式第 3 号） .....	様式編 6

山田町国民保護協議会条例

平成18年3月8日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定により、山田町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 山田町国民保護協議会委員名簿

委員の区分 (国民保護法第40条第4項)		所属所名等	職名
会長		山田町	町長
1号委員	当該市町村の区域を管轄する 指定地方行政機関の職員	三陸北部森林管理署	署長
		三陸国道事務所宮古西維持出張所	所長
		釜石海上保安部	部長
2号委員	自衛隊に所属する者	航空自衛隊第37警戒隊	隊長
3号委員	当該市町村の属する県の職員	岩手県沿岸広域振興局経営企画部	所長
		宮古地域振興センター	所長
		宮古保健所	所長
		県立山田病院	院長
		宮古警察署	署長
4号委員	市町村の副市長村長	山田町	副町長
5号委員	市町村の教育長及び区域を管轄する 消防長又はその指名する 消防吏員	山田町教育委員会	教育長
		宮古地区広域行政組合消防本部	消防長
6号委員	市町村の職員	山田町	技監
		山田町総務課	課長
		山田町財政課	課長
		山田町復興企画課	課長
		山田町水産商工課	課長
		山田町長寿福祉課	課長
		山田町健康子ども課	課長
		山田町建設課	課長
		山田町上下水道課	課長
		山田町消防防災課	課長
7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の 役員又は職員	日本郵便(株)山田郵便局	局長
		東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター	所長
		三陸鉄道(株)	運行 本部長
		東日本電信電話(株)岩手支店災害対策室	室長
		岩手県北自動車(株)山田支所	所長
8号委員	国民保護のための措置に関し 知識又は経験を有する者	山田町消防団	団長
		山田町商工会	会長
		山田漁業協同組合連合会	代表理事 会長
		新岩手農業協同組合山田支所	支所長

山田町国民保護対策本部及び山田町緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月8日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（同法第183条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、山田町国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び山田町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部の組織)

第2条 山田町国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 本部員（副本部長である本部員を除く。以下同じ。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(国民保護対策本部の会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護対策本部の部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護対策本部の現地対策本部)

第5条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(山田町緊急対処事態対策本部への準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、山田町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 関係機関連絡先

### 【自衛隊】

区分	指定部隊等の長等 (部署名)	連絡先	
		昼間	夜間(休日を含む)
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	第9特科連隊第3科 滝沢(019)688-4311 内線 235	駐屯地当直司令 滝沢(019)688-4311 内線 490
海上自衛隊	横須賀地方総監	第3幕僚室長 横須賀(046)822-3500 内線 2543	当直幕僚 横須賀(046)822-3500 内線 2222
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢(0176)53-4121 内線 2353	SOC当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線 2204
	(山田分屯基地)	82-2636 又は 3346 内線206	82-2636 又は 3346 内線211
自衛隊岩手地方協力本部	(宮古地域事務所)	63-3881	63-4059

### 【岩手県】

名称	担当部署	連絡先	
		電話(衛星)	FAX(衛星)
岩手県総務部	危機管理室	019-629-5155 (080-1854-3841) (080-1854-3840) (009130-010-870-7725-80706)	019-629-5174 (111-22-5174) (111-22-5179) (111-21-181) (111-21-182)
県宮古地域振興センター	総務課	64-2211 (080-1805-8023) (080-1672-3083) (080-1672-3084)	63-4703 (326-9)

### 【消防機関】

名称	担当部署	連絡先	
		電話(衛星)	FAX(衛星)
宮古地区広域行政組合 消防本部	消防課	71-1159	71-1251
	(指令課)	(466-1)	(466-9)
山田消防署 (山田町消防防災課)	警防係	82-3139	82-3940

### 【その他関係機関】

区分	機関	連絡先	
		電話	FAX
警察	宮古警察署	64-0110	64-0110
	山田交番	82-2155	82-2155
海上保安庁	釜石海上保安部	0193-22-3820	0193-22-4190

## 避難施設一覧

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 148 条第 1 項の規定により，岩手県知事の指定を受けた避難施設については次のとおり。

NO	地区	避難所	住所
1	豊間根	旧山田町立荒川小学校	荒川第 4 地割 7 6 番地
2		山田町荒川農業構造改善センター	荒川第 4 地割 5 1 番地
3		山田町立豊間根小学校	豊間根第 7 地割 5 8 番地 1
4		旧山田町立豊間根中学校	豊間根第 3 地割 1 8 1 番地 3
5	大沢	旧山田町立大沢小学校	大沢第 6 地割 5 1 番地
6		山田町ふるさとセンター	大沢第 8 地割 1 7 番地 7
7	山田	旧山田町立山田北小学校	山田第 1 4 地割 2 1 番地
8		山田町中央公民館	八幡町 3 番 2 0 号
9		山田町保健センター	八幡町 3 番 2 0 号
10		山田町立山田小学校	飯岡第 7 地割 2 8 番地 2
11	織笠	旧山田町立織笠小学校	織笠第 1 1 地割 8 0 番地
12		旧山田町立轟木小学校	織笠第 2 0 地割 2 2 番地
13		山田町立山田中学校	織笠第 1 4 地割 3 2 番地 1
14		岩手県立山田高等学校	織笠第 8 地割 6 番地 2
15	船越	山田町 B&G 海洋センター	船越第 9 地割 1 0 番地 1
16		山田町立船越小学校	船越第 1 0 地割 4 5 番地
17	大浦	旧山田町立大浦小学校	船越第 2 0 地割 1 0 番地
18		大浦漁村センター	船越第 2 2 地割 1 1 番地